平成２３年（フ）第１２８号
大阪府高槻市土橋町５番６号
債務者　蓮尾　勝之（旧姓桑野）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２８４号
大阪市旭区今市１丁目２番５号　カルム千林106
債務者　城戸　且彦
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９６８号
大阪市淀川区十八条２丁目４番33号　中尾ハイツ302号
債務者　明神紀一郎
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９７９号
大阪市住之江区粉浜２丁目１番34号
債務者　相良　佳奈
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０２３号
大阪市住吉区我孫子１丁目８番３―603号
債務者　辻野　　清
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０２９号
大阪府東大阪市衣摺５丁目17番27号
債務者　タット製作所こと　辻　　良一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０３５号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番65―904号
債務者　森本　孝江
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０４１号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番11号　ふじや705号
債務者　木村　太志
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１６２号
大阪市北区長柄東３丁目２番37―505号
債務者　河知美登里
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８６７号
大阪府寝屋川市香里西之町22番28号
債務者　齋藤　圭司
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８９５号
大阪府四條畷市南野５丁目10番11号
債務者　木村　定夫
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８９７号
大阪府四條畷市南野５丁目10番11号
債務者　木村太久真
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９４０号
大阪府藤井寺市道明寺５丁目８番13号
債務者　岡本　栄二
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９６８号
大阪市平野区加美東３丁目６番１―701号
債務者　本田　吉秀
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９７８号
大阪市鶴見区今津北５丁目13番24―310号
債務者　細見　博明
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３００５号
大阪市平野区長吉川辺１丁目北３番２号　ファーストタウンパートⅢ201
債務者　清水　未来
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０５３号
大阪府吹田市泉町２丁目１番14号
債務者　泉岡久美子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０５４号
大阪府門真市幸福町20番５―313号
債務者　**圓**尾　由美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部